

# 鶴見大学附属中学校・高等学校教育支援寄附金に係る 免税措置について

## 1. 個人の場合

### (1) 所得税

2,000円以上ご寄附いただいた方は、所得控除又は税額控除どちらか一方の控除を受けることができます。

- ①所得控除・・・所得控除を行った後に税率を乗するため、所得税率が高い方が減税効果が大きいとされています。
- ②税額控除・・・寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口のご寄附に減税効果が大きいとされています。

### (2) 住民税（神奈川県にお住まいの方）

2,000円以上ご寄附いただいた方は、神奈川県民税、さらに、横浜市にお住まいの方には横浜市民税の控除を受けることができます。

## 2. 法人の場合

ご寄附いただいた法人は、特定寄附金として、一般寄附金とは別枠で法人税法上の優遇措置を受けることができます。

免税措置の詳細については、ご寄附いただいた後、領収証と一緒に文面をお送りさせていただきます。

### お問い合わせ先

学校法人総持学園 鶴見大学附属中学校・高等学校 事務室

〒230-0063 横浜市鶴見区鶴見2-2-1

TEL : 045-581-6325 FAX : 045-581-6329